

自動車リサイクル法に基づく フロン類回収業者登録申請の手引き

1. 記入に際して

- (1) 申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表（別紙9）によりチェックした後、提出してください。
- (2) 使用済自動車のフロン類の回収を行う事業者ごとに登録が必要です。
(事業所の追加、削除は、別途、変更届の提出が必要です。)
- (3) 提出部数は2部です。
(1部は申請者の提出書類の控えとなりますので、保管ください。)

2. 申請に伴う登録申請手数料（電子又は石川県証紙による納付）

- (1) 引取業者登録申請（新規） 5,000円
- (2) 引取業者登録の更新申請（更新） 4,000円

※ 電子納付の場合は、パソコンやスマートフォンから石川県電子申請システムにアクセスし、納付申請を行ってください。

3. 提出先

- (1) 県内全域（金沢市内の事業場を除く。）の事業所の受付
生活環境部資源循環推進課審査グループ
TEL 076-225-1472 FAX 076-225-1473
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/jidousha_r/index.html
- (2) 小松市、加賀市、能美市及び能美郡の事業所の受付
南加賀保健福祉センター 生活環境課内産業廃棄物監視機動班
TEL 0761-22-0795 FAX 0761-22-0805
〒923-8648 小松市園町ヌ48番地
- (3) 白山市、野々市市、かほく市及び河北郡の事業所の受付
石川中央保健福祉センター 生活環境課内産業廃棄物監視機動班
TEL 076-275-2642 FAX 076-275-2257
〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地
- (4) 七尾市、羽咋市、羽咋郡及び鹿島郡の事業所の受付
能登中部保健福祉センター 生活環境課内産業廃棄物監視機動班
TEL 0767-53-6893 FAX 0767-53-2484
〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9
- (5) 輪島市、珠洲市、鳳珠郡の事業所の受付
能登北部保健福祉センター 生活環境課内産業廃棄物監視機動班
TEL 0768-22-2028 FAX 0768-22-5550
〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4

※提出の際は、事前に必ず時間の余裕を持って上記提出先のいずれかまでご連絡ください。

※窓口における提出のほか、あらかじめ電話にて連絡された方のみ、郵送による提出も可能です。

令和7年12月

石川県生活環境部資源循環推進課

I 登録申請について

1. フロン類回収業者の登録・更新申請をされる方へ

申請書や添付書類（以下、「申請書等」という。）の作成にあっては、以下のことに留意してください。
必要書類の不足や不備がある場合には、受理できません。

- ① 申請書等の様式については、本手引きに記載のもの又はホームページからダウンロードしたもの
を使用してください。
- ② 申請書等の作成に当たって、所定の様式に書き込めない場合には、別紙様式を用いることとし、
スペースが不足する場合は、様式を広げても差し支えありません。
- ③ 申請書等の提出部数は、2部です。（うち1部は申請者控えです。受付印押印後、返却します。）
- ④ 登録申請手数料は、新規5,000円、更新4,000円です。電子納付する場合は、パソコンやスマートフォンから石川県電子申請システムにアクセスし、納付申請を行ってください。石川県収入証紙で納入する場合は、申請書等に不備がないことを窓口で確認したのち、納入票に貼付して提出
してください。

2. 提出書類の作成上の留意事項

(1) 申請書

作成上の留意事項
<p>1. 「申請年月日」 初めから記入しないで、申請書等の確認を受けた後に、記入してください。</p>
<p>2. 「申請者の住所及び氏名」 (1) 法人の場合は、法人の登記事項証明書記載の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を省略することなく正確に記入してください。 (2) 個人の場合は、住民票記載の住所及び氏名を記入してください。</p>
<p>3. 「役員の氏名」欄 (1) 申請者が法人の場合、「別紙のとおり」と記載し、別紙4によりその全ての役員の氏名、ふりがな、役職名、住民票記載の住所、生年月日、本籍を記入してください。 ※ 役員には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。 (2) 申請者が個人の場合は、「該当なし」と記入するか、斜線を引いてください。</p>
<p>4. 「法定代理人の氏名及び住所」欄 申請者が未成年者の場合、「別紙のとおり」と記載し、別紙5によりその法定代理人の氏名(法人の場合は名称)等を記入してください。 ※ 法人及び成年者である場合は、「該当なし」と記入するか、斜線を引いてください。</p>
<p>5. 「事業所の名称及び所在地」欄 フロン類回収業に関する業務を行う全ての事業所を記入してください。 事業所が複数ある場合には、「別紙のとおり」と記載し、別紙11により記入してください。</p>
<p>6. 「回収しようとするフロン類の種類」欄 該当するフロン類の種類欄に○印を記入してください。</p>
<p>7. 「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」欄 該当する欄に、台数を記入してください。 その他の該当しない欄については、斜線を引いてください。</p>
<p>8. 「フロン類の回収方法について、十分な知見を有する者」欄 申請に係る事項の補足説明として、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の資格等及び氏名を記入してください。</p>

(2) 添付書類

作成上の留意事項

1. 誓約書（別紙10）

申請者、申請者が法人の場合はその役員及び法定代理人が、法第56条第1項に規定する欠格要件に該当しない者であることを誓約してください。

次の欠格条項のいずれかに該当する場合は登録することができません。（法第56条第1項）

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として、精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれら法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 四 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 五 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 フロン類回収業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

2. 本人を確認するもの

登記事項証明書及び住民票については、

申請日以前3か月以内に発行されたものを添付してください。

住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。

（以下同じ）

（1）申請者が法人である場合には、

① 役員全員の住民票

※ 全ての役員（監査役を含む。）の本籍が記載されたものを添付してください。

② 登記事項証明書

（2）申請者が個人である場合には、

① 住民票

② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

※ 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書で、成年被後見人、被保佐人として登記されていないことの証明書を添付してください。（東京法務局又は金沢地方法務局で証明）

(注) 登記事項証明書で、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、フロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書等が必要となりますので、事前にご相談ください。

登記されていないことの証明書（登記事項証明書）

1 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の入手方法

制度概要及び申請書については、次のURLより閲覧又はダウンロードすることができます。（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>）

また、東京法務局民事行政部後見登録課のほか、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局、テレフォンファックスサービスなどで入手することができます。

2 申請上の留意事項

申請書記入の際に、「証明事項」欄については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」の事項にチェックしてください。

3 申請方法

(1) 窓口で申請の場合→金沢地方法務局（支局・出張所は不可）で請求できます。

窓口：石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎

TEL 076-292-7810

(2) 郵送で申請の場合→ 東京法務局で取り扱うこととなります。返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付した長3サイズのもの）を同封して下記へ送付する。

提出先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

TEL 03-5213-1234（代表）、03-5213-1360（ダイヤルイン）

3. 申請者が未成年であり、法定代理人がいる場合には、

【法定代理人が法人の場合 2. (1) 同様】

① 役員全員の住民票

② 法人の登記事項証明書

【法定代理人が個人の場合 2. (2) 同様】

① 住民票（外国人にあっては、国籍等の記載のあるもの）

② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

4. 「回収しようとするフロン類の種類」

使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の所有権を証する書類を添付してください。

ア. 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し

イ. 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

5. 「フロン類回収設備の種類」

申請書に記載された以下の事項がわかる書面として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しを添付してください。

ア. フロン類回収設備の種類

CFC用、HFC用、CFC・HFC兼用の別

イ. 回収設備の能力

200g/min未満、200g/min以上の別

6. 「フロン類の回収方法について、十分な知見を有する者」の資格等を証する書面

申請に係る事項の補足説明として、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の資格を証する書面を添付してください。

・冷媒回収促進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者

・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者

・自動車整備士 等

7. 使用料（手数料）納入票（電子納付の場合は不要）

5,000円（更新の場合は4,000円）の額面の石川県証紙を納入票に貼り付けてください。

（県証紙は、北國銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。）

登録申請書提出書類一覧表（フロン類回収業者用）

提出書類一覧	様式	チェック欄
1. 申請書 ※ 事業所が複数ある場合は、「別紙11」により記載	様式第三 別紙11	
2. 本人を確認できる書類 <u>登記事項証明書及び住民票については、</u> ※ <u>申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの</u> ※ <u>住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載のないもの</u>		
(1) 個人の場合は、 ① 住民票 ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※ 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条 第1項に規定する登記事項証明書で「登記されていないことの証明書」 ※ 未成年者の場合は、「別紙5」及び法定代理人の住民票、登記事項証明書、役員全員の住民票	別紙5-1 別紙5-2	
(2) 法人の場合は、 ① 別紙役員一覧表 ② 法人の登記事項証明書 （例）履歴事項全部証明書 ③ 役員全員の住民票	別紙4	
3. 申請者（法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）及び法定代理人（申請者が個人の場合）が法第56条第1項の各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	別紙10	
4. 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の所有権を証する書類（事業所が複数ある場合は、各事業所の書類） ア. 自ら所有している場合、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等の写し イ. 自ら所有権を有していない場合、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等の写し		
5. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ※ 申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しを添付してください。 ○ フロン類回収設備の種類 CFC用、HFC用、CFC・HFC兼用の別 ○ 回収設備の能力 200g/min未満、200g/min以上		
6. 連絡先等	別紙7	
7. 使用料（手数料）納入票（電子納付の場合は不要） 5,000円（更新時4,000円）の額面の石川県証紙を納入票に貼付のこと	別記様式 第1号	

- ※ 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 申請の際は、チェックしたこの提出書類一覧表も添付してください。

様式第三（第五十条関係）

登録
フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

石川県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地		
(ふりがな) 名 称		
所 在 地	(郵便番号)	
	電話番号	F A X番号
回収しようとするフロン類の種類		
C F C		
H F C		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200 g/min 未満	200 g/min 以上
C F C用	台	台
H F C用	台	台
C F C, H F C兼用	台	台
フロン類の回収方法について、十分な知見を有する者		
職・氏名		
資格・経験		
※資格の場合は、別途写しが必要となります。		

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 法人の役員については、別紙様式第4を参考に記入すること。
- 3 法定代理人がある場合は、別紙様式第5を参考に記入すること。
- 4 事業所が複数ある場合には、別紙様式第11を参考に記入すること。
- 5 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに○印を記入すること。
- 6 第2面に、申請に係る事項の補足説明として、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の資格等及び氏名を記入してください。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

事業所一覧表

事業所の名称及び所在地		
(ふりがな) 名 称		
所在 地	(郵便番号)	
	電話番号	FAX番号
回収しようとするフロン類の種類		
CFC		
HFC		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200 g/min 未満	200 g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC, HFC兼用	台	台
事業所の名称及び所在地		
(ふりがな) 名 称		
所在 地	(郵便番号)	
	電話番号	FAX番号
回収しようとするフロン類の種類		
CFC		
HFC		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200 g/min 未満	200 g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC, HFC兼用	台	台

法定代理人一覧表

法定代理人の氏名	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) (電話番号)
本 籍	
生年月日	
法定代理人の氏名	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) (電話番号)
本 籍	
生年月日	

法定代理人一览表

(法定代理人が法人の場合)

別紙4

役員一覽表

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）

誓 約 書

申請者、申請者の役員及び法定代理人は、下記に掲げる使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに法第56条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

申請者

連絡先等

1 申請者（本社）の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住所	<u>郵便番号</u> (—)	
	<u>電話番号</u>	<u>FAX番号</u>
<u>ふりがな</u>		
<u>氏名・名称 (法人にあって は名称及び代表 者の氏名)</u>		

2 申請書（届出書）についての問い合わせ先

(1) 担当者の問い合わせ先

<u>ふりがな</u>		
<u>事業所名</u>		
<u>ふりがな</u>		
<u>担当者氏名</u>		
<u>連絡先</u>	<u>電話番号</u>	
	<u>FAX番号</u>	
	<u>E-mail</u>	

(注)

- 1 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。
- 2 電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。
- 3 FAX番号は必ず記載してください。
- 4 E-mailはできるだけ記載してください。

別記様式第1号（第4条関係）

使用料（手数料）納入票

申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目				
		款	項	目	節	附記
年度・会計	年 度 一 般 会 計	※ 金 額				
		※ 納 入	住 所			
※納 入 理 由		氏 名				

(証紙はりつけ欄)

- 注意 1 証紙はり付け欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
2 ※印個所は、納人が記入してください。(申請書等と同時に提出する場合は住所の記入を省略できます。)
3 国の収入印紙と混同しないでください。
4 自己の印章等で割印しないでください。
5 証紙は、北国銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。

Ⅱ フロン類回収業者の登録後の手続き等について

1. 登録後の事務

(1) 新規登録

使用済自動車からフロン類を回収する場合には、県知事等の登録に加え、パソコン等を用いた電子マニフェストによる引取・引渡報告を行うこととなりますので、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

自動車リサイクルシステム事業者登録センター

〒804-8799 福岡県北九州市戸畠区戸畠郵便局留 TEL. 050-3786-7755

(URL <http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg0020.html> 参照)

(2) 更新登録

以下の手順に従い「更新登録」を行ってください。

※自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律

《手順》

- 1 自動車リサイクル法に基づく「更新申請書」を自治体窓口に提出
- 2 「自動車リサイクルシステム」の「電子マニフェストシステム」にログインする。
- 3 ログイン後、メニュー画面右上の「更新申請済」ボタンを押下する。
- 4 次の画面において、規約・約款の内容を確認し、「同意します」ボタンを押下する。
(注) この「更新登録」の手続きは、引取業及びフロン類回収業は「登録の有効年月日」の2か月前、解体業及び破碎業は「許可の有効年月日」の3か月前から行うことができます。

また、自動車リサイクルシステムの登録等につきましては、公益財団法人自動車リサイクル促進センター(050-3786-7755)までお問い合わせください。

《参考》

- ・ 自動車リサイクルシステム：<http://www.jars.gr.jp/>
- ・ 自動車リサイクル促進センター(JARC)：<https://www.jarc.or.jp/>
- ・ JARC 作成資料：http://www.jars.gr.jp/apd/touroku_koushin_2.pdf

2 フロン類回収業者の事務等

登録を受けたフロン類回収業者は、次の事務を行う必要があります。

(1) 標識の掲示

タテ・ヨコ20cm以上の大きさで、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示（自治体からの登録通知書の掲示でも可）

(2) 使用済自動車の引取りと電子マニフェストによる引取報告の実施

(3) 使用済自動車からのフロン類の回収・運搬と電子マニフェストによる引渡報告

① 以下のア又はイのどちらかを実施

ア メーカー直送：フロン類回収業者の各事業者から直接指定引取場所へ引渡し

イ 発送拠点経由：発送拠点で1リットルボンベを集約し、指定引取場所に引渡し

② 指定引取場所に引き渡したフロン類に関して電子マニフェストによる引渡報告を実施

（発送拠点経由の場合は、回収拠点から発送拠点に運搬した時点で回収連絡を実施）

③ フロン類を再利用する場合は、電子マニフェストによるフロン類再利用連絡を実施

(4) 使用済自動車の引渡しと電子マニフェストによる引渡報告の実施

(5) フロン類年次報告の実施

3 更新・変更・廃止の手続き

登記事項証明書及び住民票は、

申請日以前3か月以内に発行されたものを添付してください。

住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。

（以下同じ）

（1）登録更新（様式第三）

- ・ 5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。
- ・ 更新手続きは、有効期限満了日の1ヶ月前までに提出してください。
- ・ 添付書類等は、新規申請と同様です。

（2）変更届出（様式第四）

次の事項を変更したときは、30日以内に変更届を県に提出しなければなりません。

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

※ 個人の場合は、同一人の氏名・住所の変更に限る。

（人が変わる場合は、廃業・新規となります。親→子への相続等）

【添付書類】

- ・ 個人の場合は、住民票
- ・ 法人の場合は、登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの）
（例）履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等
- ・ 誓約書（別紙10）

② 事業所の名称及び所在地（事業所の増減を含む。）

【添付書類】

- ・ 事業所の新旧対照表（別紙11により新・旧を作成してください。）
- ・ 誓約書（別紙10）

③ 法人である場合においては、その役員の氏名

【添付書類】

- ・ 役員の新旧対照表（別紙4により新・旧を作成してください。）
- ・ 変更のあった役員の住民票（増員分に限る。）
- ・ 登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの）
（例）履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等
- ・ 誓約書（別紙10）

④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

【添付書類】

- ・ 法定代理人の新旧対照表（別紙5により新・旧を作成してください。）
- ・ 誓約書（別紙10）

【法定代理人が個人の場合】

- ・ 住民票
- ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

（注） 登記事項証明書で、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、フロン回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書が必要となりますので、事前にご相談ください。

【法定代理人が法人の場合】

- ・ 役員全員の住民票
- ・ 法人の登記事項証明書

⑤ フロン類回収設備の種類、能力並びに回収しようとするフロン類の種類

【添付書類】

- ・ 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の所有権を証する書類を添付してください。
 - ア. 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し
 - イ. 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し
- ・ 申請書に記載された以下の事項がわかる書面として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しを添付してください。
 - ア. フロン類回収設備の種類 (CFC用、HFC用、CFC・HFC兼用の別)
 - イ. 回収設備の能力 (200g/min未満、200g/min以上の別)
- ・ 誓約書（別紙10）

(参考)

- ・ 回収の用に供する設備の種類の変更については、登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。
- ・ 例えば、台数が増減した場合において、下表のケース1のように設備の種類が変更した場合（1→0台、0→1台）は届出が必要ですが、ケース2のように設備の種類として変更がない場合（1→2台）は届出が不要です。

表 フロン類回収設備の種類の変更について

ケース	変更前	変更後	届出
1	CFC用 1台	CFC・HFC兼用 1台	必要
2	CFC用 1台	CFC用 2台	不要
3	CFC用 1台	CFC用 1台 HFC用 1台	必要
4	CFC・HFC兼用 1台	CFC・HFC兼用 2台	不要

(3) 廃業等の届出（別記様式第13）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から30日以内に廃業等届を県に提出しなければなりません。

該当する事項	届出者
① フロン回収業を廃止した場合	フロン回収業者であった個人又は法人を代表する役員
② 死亡した場合（個人）	その相続人
③ 法人が合併により消滅	その法人を代表する役員であった者
④ 法人が破産により解散	その破産管財人
⑤ 法人が合併及び破産以外の理由により解散	その清算人

※ 申請者以外が廃業等届出者を提出する場合は、フロン回収業者との関係を証する書面を提出してください。

(4) 登録通知書の再交付の申請（別記様式第7）

登録通知書をき損又は紛失した場合は、登録通知書再交付申請書を提出してください。

なお、き損の場合は、旧の登録通知書の添付が必要となります。

また、紛失した場合は、別紙により「紛失事由書」をあわせて提出してください。

変更届出書提出書類一覧表（フロン類回収業者用）

提出書類一覧	様式	チェック欄
1. 変更届出書 登記事項証明書及び住民票については、 ※ 申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの ※ 住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの	様式第四	
2. 誓約書	別紙10	
3. ①～⑤のうち、該当する書類を添付 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 個人の場合は、住民票 ・ 法人の場合は、登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの）		
② 事業所の名称及び所在地（事業所の増減を含む。） ・ 事業所の新旧対照表 (別紙11により新・旧を作成してください。)	別紙11	
③ 法人である場合においては、その役員の氏名 ・ 役員の新旧対照表 (別紙4により新・旧を作成してください。) ・ 登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの） (例) 履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等 ・ 変更のあった役員の住民票（増員分に限る。）	別紙4	
④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所 ・ 法定代理人の新旧対照表 (別紙5により新・旧を作成してください。) 【法定代理人が個人の場合】 ・ 変更のあった法定代理人の住民票 ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 【法定代理人が法人の場合】 ・ 法人の登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの） ・ 変更のあった役員の住民票（増員分に限る）	別紙5	
⑤ 回収しようとするフロン類の種類 ・ 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の所有権を証する書類 ア. 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、 購入証明書等のうち、いずれかの写し イ. 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用 規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し ・ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し		

- ※ 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 申請の際は、チェックしたこの提出書類一覧表も添付してください。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年　月　日

石川県知事　　殿

(郵便番号)

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　月　日付け第　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第13（第五十九条関係）

フロン類回収業者廃業等届出書

年　月　日

石川県知事　殿

(郵便番号)

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　月　日付け第　　号で登録を受けたフロン類回収業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する第48条の規定により、次のとおり届け出します。

フロン類回収業を廃止した登録を受けた者	住　所 氏　名 届出者との関係
廃業等の理由	以下の該当する理由に○印をつけて下さい。 1 廃業 2 死亡 3 合併により消滅 4 破産により解散 5 合併及び破産以外の理由により解散
廃止の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

登録通知書再交付申請書

年　月　日

石川県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る登録通知書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付を申請する 登録の種類	・ 引取業 ・ フロン類回収業
登録年月日	年　月　日
登録番号	第 号
再交付の理由	亡失・き損 (亡失又はき損の理由)

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 「再交付を申請する登録の種類」欄には、再交付を申請する登録の種類を○で囲んでください。(登録ごとに1申請となります。)
- 「再交付の理由」欄については、亡失又はき損の該当する項目を○で囲み、その理由を記載してください。